



消費税 - 改正分摘要開始 -

平成15年度の消費税法改正による、免税点の引き下げによる納税の負担が実際に発生する時期が近づいてきました。今一度確認をお願いいたします。

法人につきましては、平成16年4月開始事業年度以降(ほとんどの場合は平成17年3月決算)、個人事業者につきましては、平成17年からの年度について納税義務が発生します。(ポイント)

納税が必要であるかを再確認します

法人については、前々事業年度・個人事業者については、前々年度の売上高を確認し、1,000万円を超えていれば納税が必要となります。

納税が必要となることがわかれば帳簿の記載をきちんとし、領収書や請求書の保存をしなければなりません。

また、簡易課税制度の適用の検討も必要です。

納税資金の準備

納税は、年度終了後に一括で必要となります。

資金繰りに大きな影響を与えますので、事前に納税資金の検討が必要となります。(安田)

ゴルフ会員権 - 譲渡損益通算 -

平成17年度改正では、ゴルフ会員権の損益通算規制は、見送られる公算です。

ゴルフ会員権は、所得税法等に規定する損益通算にかかる「生活に通常必要でない資産」の範囲には含まれていません。

言い換えれば、現状では、ゴルフ会員権について「生活に必要な資産」とされていますので、他の所得との譲渡(売買)による損失の通算が可能となっています。

この不況下、ゴルフ会員権は預託金の返還も実質的に不可能であり、会員権価格が大幅に下落している状況で、損益通算にかかる規制が行われれば混乱は避けられませぬ。

しかし、この点は政府も検討事項であるため、近い将来の改正は必至の状況であることは間違いなく「その日」に備え、ゴルフ会員権の価格動向を勘案しながら、譲渡(売買)を検討すべき時期が来たのではないのでしょうか。

(橋)

2005年 酉年 - 頭の体操 -

1. 梨がおいしいトリは
2. 奈良の東大寺で有名なトリは
3. カラス・スズメ・メジロ、これらのトリは
4. SMAPにいるトリは
5. 左右対称のトリは
6. 銀行にいるトリは
7. 車を買って換えるときに出てくるトリは
8. 裸でがんばっているトリは
9. お坊さんが求めているトリは
10. 傘がない時のトリは
11. 紐を用意して始めるトリは
12. おいしい鍋物に必要なトリは
13. お正月にみんなで遊ぶトリは
14. お酒の好きな人に人気のあるトリは
15. 俳句「咳をしても」このトリは

柔軟な発想で会社も自分自身も発展・成長させましょう(柳井)
- 解答は事務所ホームページをご覧ください。

編集後記

最近、「ハウスウェディング」という言葉を耳にします。この「ハウスウェディング」でわずか5年で東証2部上場という脅威の急成長を遂げた会社があります。若者たちのニーズをうまくつかみ、こだわりと行動力でオリジナルウェディングを実践し売上をのばしているといえます。平成17年、急成長とはいかないまでも実りのある年になりますように・・・
今回は業務1課がお届けしました。(佐伯)



あけましておめでとうございます
本年もどうぞよろしくお祈りいたします

変化を肌で感じる！

- 決算書で感じる事 -

長沼 隆弘



私達を取巻く社会環境の変化を6項目であげてみました。

- 「少子高齢化」 100年後には約6500万人になる。これに伴い海外からの労働力の輸入(活用)が増大する。
- 「家族のかたちの変化」 「夫婦のみの世帯」や「独身世帯」などの「単独世帯」の割合が増加。
- 「会社への帰属意識の変化」 契約社員等への雇用形態の多様化。成果主義へ。パートの活用。
- 「価値観の多様化」 「十人一色」から「十人十色」「一人十色」へと変容。
- 「時間選好意識の変化」 「未来志向」(将来の為に)から「現在志向」(現在を大切に)へ
- 「社会との関わり方の変化」 「社会貢献」に関する意識の高まり。

決算書を見て思うことを3つあげてみました。

変化は長いスパンでみるほど鮮明になるものです。太ったか痩せたかは久しぶりに会う友人により明白なものとなります。

この機会に是非5年前の決算書、10年前の決算書を引っ張り出してきて現在の決算書の横に並べてみてください。「何が変わったか」、「どうすべきか」を考えるには良い刺激になるのではないのでしょうか。

決算書の粗利益は、日々の積重ねの集大成でしかありません。1現場の1万円も100現場で100万円、毎日の1万円も365日で365万円。個々の商品・個々の現場・個々の取引がトータルとして粗利益を構成します。請求に1千円を加えるか加えないかは大きな問題です。この分には原価がかからないのでそのまま利益となるのですから。

考え方によっては借入金も銀行からの出資金と言えます。株主に支払う配当は費用となりませんが、銀行へ支払う金利は費用となります。利率も金利のほうが少ないと済むのではないのでしょうか。この考えからは無理な返済には注意が必要です。

新年を迎えるにあたり10年前の決算書との比較は、是非お試しいただきたいと思います。

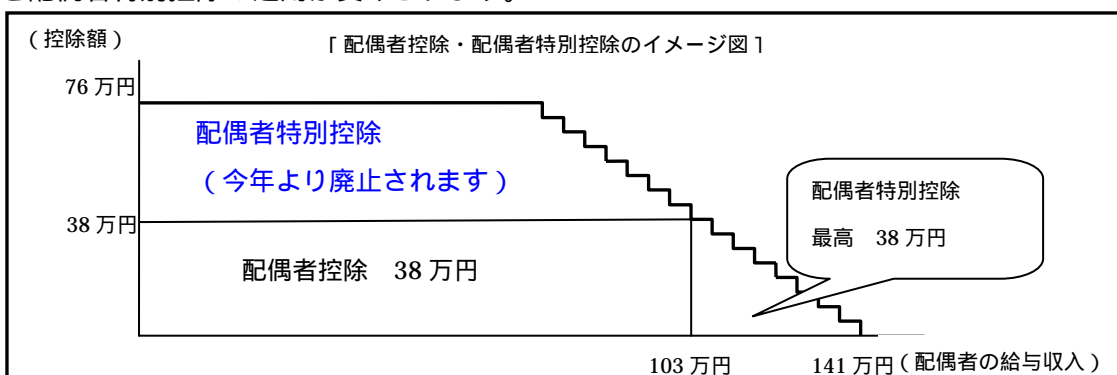
平成16年度確定申告に向けて

配偶者控除と配偶者特別控除の重複適用が、平成16年分以後の所得税について廃止されることになりました。

配偶者控除.....生計を一にする、年間の合計所得金額が38万円以下(給与所得のみである場合は給与収入が103万円以下)の配偶者がいる場合には、所得金額から38万円控除することができます。

配偶者特別控除...所得者(合計所得金額が1000万円以下の人に限り)と生計を一にしていた、所得が76万円未満(給与所得のみである場合は給与収入が141万円未満)の配偶者がいる場合には、所得者の所得金額から配偶者特別控除額を控除することができます。

従来は、配偶者控除を受けていた人であっても配偶者特別控除を受けられました。しかし今回の改正で、配偶者控除を受けられる場合は配偶者特別控除を受けられなくなりました。ただし、配偶者控除を受けられない人は引き続き配偶者特別控除の適用が受けられます。



(丸山)